

民法（総・物） 第5回 P66～P89

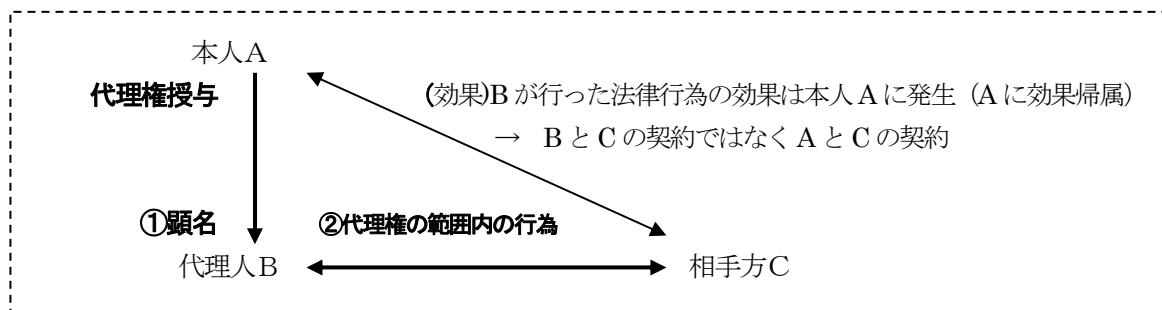


代理Ⅱ P66～P89

《代理行為》P66～

1. 代理の要件

- ① 顕名があること
- ② 代理行為が代理権の範囲内であること



(1) 顕名があること (顕名=本人のためにすることを示すこと 例：「私はAの代理人Bです！」)



代理行為の効果を本人に帰属させる意思 (代理意思)

※**顕名がない場合の効果** (「私はA代理人Bです！」と言わないでCと行為した場合)

(原則) **代理人Bが自分自身のためにしたこととみなされる**



つまり

代理人B個人と相手方Cとの法律行為となり**本人Aに効果帰属しない(代理人に効果帰属する)**

(例外) **相手方Cが悪意・有過失のときは本人に効果帰属する**

例えば、BはAの代理人としてCと頻繁に取引をしており、いちいち「A代理人Bです」とは言わず、またCもBはAの代理人と認識している (悪意) の場合など

(2) 代理人の代理行為が代理権の範囲内であること

100万円までの法律行為をする代理権しか与えられていないのに、300万円の代理行為を行った。
→無権代理行為として扱われる。

2. 代理人の行為能力

(原則)

代理人が制限行為能力者でも、本人は制限行為能力を理由として取り消すことができない。

3. 代理行為の瑕疵

(1) 争点

代理における意思表示において、心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫や善意・悪意により効果が異なる場合など、誰を基準に判断するのか、本人？それとも代理人？という問題。

(2) 結論

①相手方に対して意思表示をした場合

例) 勘違いして、相手方に土地を安く売却してしまった

→**代理人基準で考える**

②相手方から意思表示された場合

例) 相手方は購入する意思もないのに、冗談で買う意思表示をした

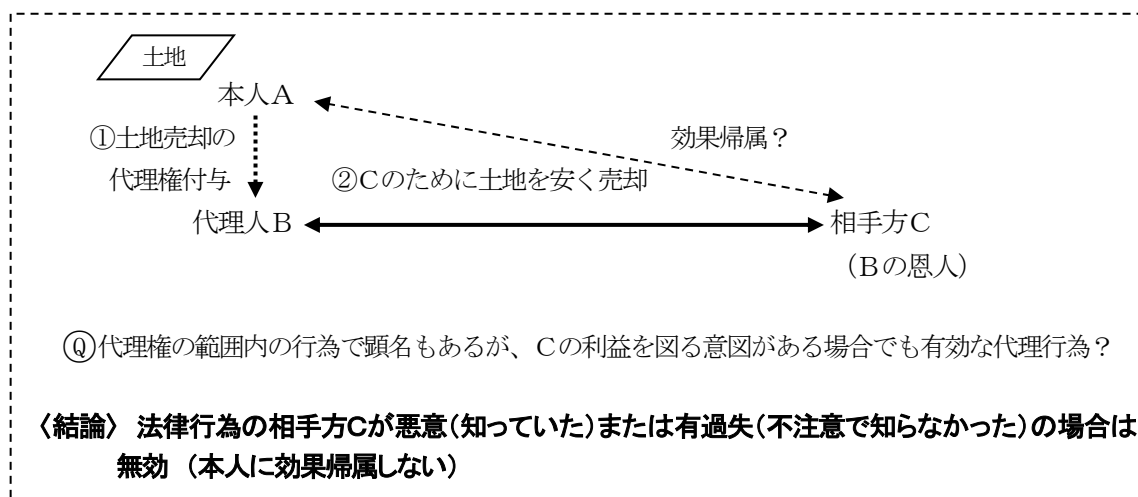
→**代理人基準で考える**

※①、②とも本人、代理人側に取消し、無効の主張ができる場合には、その取消し、無効の主張は代理人ではなく本人が行う。

4. 代理権の濫用（代理人の権限濫用）

代理権の濫用とは、代理人が代理権を有し、顕名をして、代理権の範囲内の法律行為を行ったが（見た目は有効な代理行為）、**内心では自己又は第三者の利益を図る目的**を持っていた場合をいう。

(例) AからA所有の土地を売ってくる代理権を与えられたBが、Aの代理人Bとして、Bの恩人CにCの利益を図る目的で低価格で売却した場合



《無権代理》 P75～

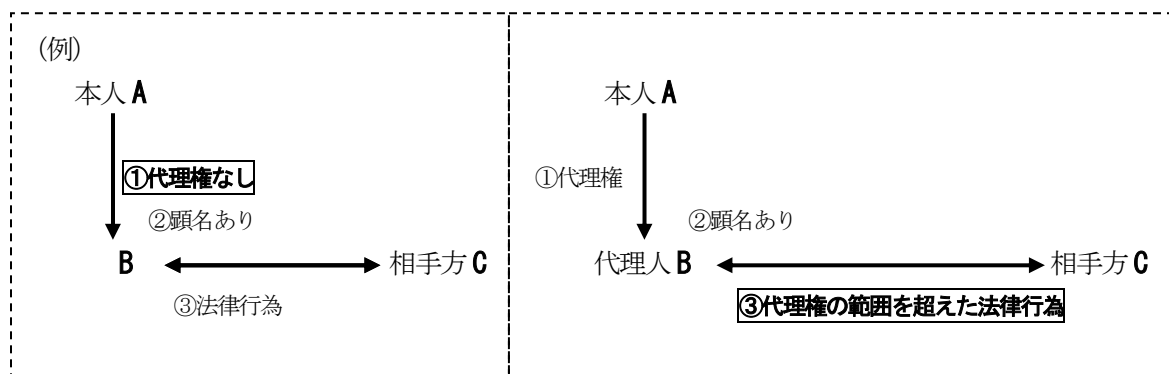
1. 無権代理総説

(1) 意義

代理人に代理権がなかったり、代理権はあるもののその範囲を超えている場合等に、有効な代理行為とせず、本人に効果が帰属しない場合（つまり代理の要件満たしてない場合）をいう。

代理権なし、または範囲を超えている
自己契約・双方代理・利益相反行為
代理権の濫用

} **無権代理**
(無権代理行為を行った者を無権代理人という)



(2) 効果

原則：本人への効果帰属しない（代理行為は無効）

↓ しかし

①相手方保護の必要
②本人が**追認したい場合**もある

↓ そこで

民法は以下のような手段を用意した

(3) 本人ができる内容

- ①**追認** = 本人に効果帰属確定 → **無権代理行為時に遡って有効な代理行為となる**
- ②**追認拒絶** = 本人に効果帰属しないことが確定 → 無権代理
- ③何もしない → 無権代理

※追認や追認拒絶は無権代理人・相手方のどちらに告げても良い。ただし、無権代理人に告げたが相手方が知らない場合は、本人はその効果を相手方に主張することはできない。

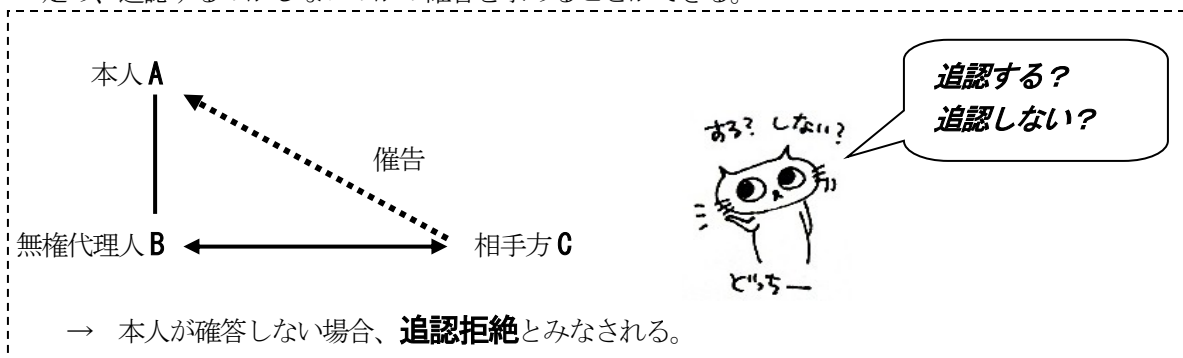
2. 無権代理の相手方の保護

無権代理は、本人が追認すれば有効な代理行為として扱われ、追認拒絶すれば無効であり、どのような結論になるのかについて相手方は中途半端な立場に立たされる。そこで、無権代理行為の相手方を保護するために、民法は、以下のような権利を与えている。

- ① **催告権**＝善意・悪意 OK
- ② **取消権**＝善意のみ OK
- ③ **無権代理人への責任追求権**＝善意無過失必要
- ④ **表見代理の主張**＝善意無過失必要

(1) 催告権（相手方は**善意・悪意を問わずに催告できる**）

本人が追認や追認拒絶などの意思表示をしなかった場合は、相手方は本人に対して相当の期間を定め、追認するのかもしれないかの確答を求めることができる。



(2) 取消権（相手方は**善意のときのみできる**）

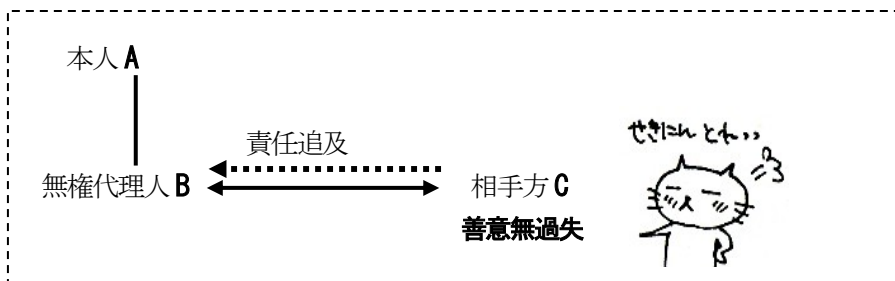
相手方は無権代理行為を取り消すことができる

※本人が追認した場合には、もはや取り消すことはできなくなる

（取消の効果）→ 代理行為は初めからなかったことになる

(3) 無権代理人への責任追及権（相手方は**善意・無過失の場合のときのみ**にできる）

無権代理行為において、本人が追認せず、また相手方も取り消さなかった場合には、相手方は無権代理人へ責任の追及ができる



（以下の場合には、無権代理人は責任を負わない）

- ①代理人が代理権の存在を証明した場合
- ②本人が追認した場合
- ③無権代理行為について相手方が悪意の場合
- ④無権代理行為について相手方が過失により知らなかった場合（相手方の善意有過失）
→無権代理人が無権代理行為につき悪意の場合には④に該当しても無権代理人は責任を負う
- ⑤無権代理人が制限行為能力者の場合
- ⑥相手方自ら取消した場合

（責任追及の効果）

相手方が無権代理人に対して、①履行の請求または、②損害の賠償を請求することができる

《表見代理》P83～

1. 表見代理総説

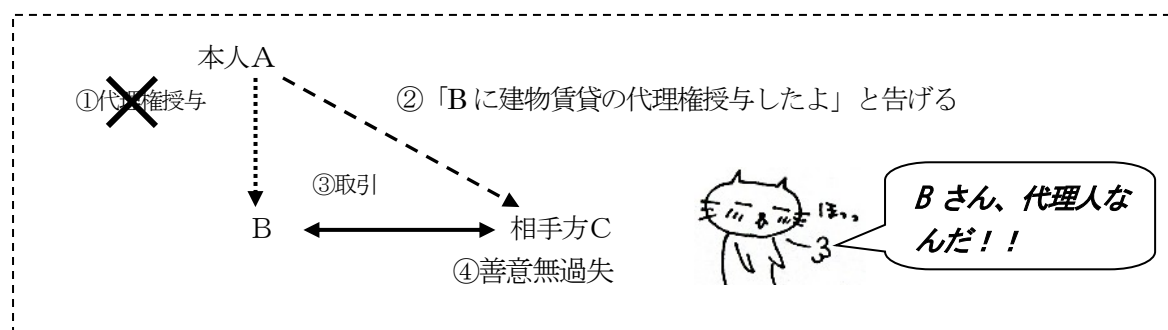
表見代理とは、本来は無権代理行為だが相手方が代理権があったと信じる特別の理由があった場合に有効な代理行為と同様な効果を生じさせる制度（本人に効果帰属することとなる）である。

表見代理が成立するパターンとして、以下の3つがある。

- ①代理権授与の表示による表見代理（109条）
- ②権限外の行為による表見代理（110条）
- ③代理権消滅後の表見代理（112条）

2. 代理権授与表示による表見代理（109条）

（例）AはBに、実際には建物賃貸に関する代理権を授与していなかったが、Cに対しては建物賃貸に関する代理権を授与した旨を伝えた。これを信じてCはBと取り引きしてしまった。



(1) 要件

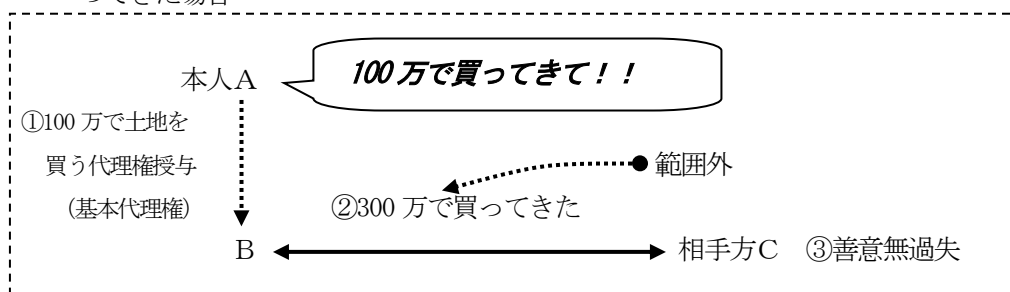
- ①他人に代理権授与したことを表示したこと（白紙委任状の交付、「Bは私の代理人だよ」など）
- ②授与表示された**代理権の範囲内**の取引をしたこと（Bが建物売却した場合は？）
- ③相手方の**善意無過失**

(2) 効果

相手方Cは、表見代理を主張し本人Aに効果帰属させることができる

3. 権限外の行為による表見代理（110条）

（例）本人AはBに対して土地を100万で買ってくる代理権を授与したのに、代理人Bは300万で買ってきた場合



(1) 要件

- ①基本代理権の存在
- ②基本代理権の範囲を超えていること
- ③相手方が、無権代理人に権限あると信じる正当の理由 → 相手方の善意無過失

※（110条における注意点）

要件①の「基本代理権」について

→基本代理権は、**私法上の法律行為をすることについての代理権**のこと

公法上の行為をする代理権は原則× 例）印鑑証明書交付申請の代理権 ×

しかし、公法上の行為の代理権でも**登記申請行為に関する代理権は基本代理権となる**

要件③の「正当の理由」について

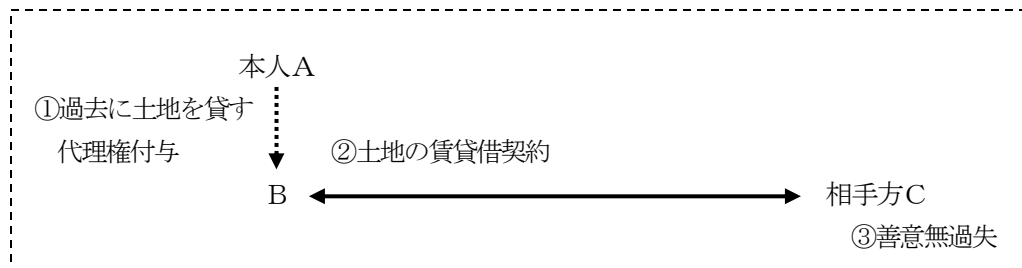
いわゆる、相手方が善意無過失であるということ

(2) 効果

相手方Cは、表見代理を主張し本人Aに効果帰属させることができる

4. 代理権消滅後の表見代理（112条）

（例）本人Aは以前代理権をBに与えていたが、今はこの代理権は消滅しているにも関わらず、Bは代理人と称してかつての代理権の範囲内でCと契約をした。



（1）要件

- ①過去に代理権を有した者による代理行為であること
- ②代理行為の範囲内の行為であること（範囲外の行為は？）
- ③相手方が、代理権が消滅したことについて善意無過失であること

（効果）

相手方Cは、表見代理を主張しAに効果帰属させることができる。

6. 表見代理と第三者・転得者

→表見代理で保護される第三者とは、無権代理行為の直接の相手方であり、無権代理行為の相手方からの転得者は保護されない（表見代理を主張できない）

